

回転機等に関する事項

改正規則等

鋼船規則 H 編

鋼船規則検査要領 H 編

改正理由

鋼船規則 H 編 2 章 2.4 に規定する回転機の要件は、必要に応じてその都度改正を行ってきたが、抜本的な見直しは行われていなかった。

このため、鋼船規則等の総合的な見直しの一環として、回転機等について、これまでに得られた実績、最新技術及び知見並びに業界からの意見を考慮し関連規定を改めた。

加えて、IACS 統一規則 E13 との対応が明確となるよう関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 同一形式の回転機の試験について、1 台目に対する試験及び 2 台目以降に対する試験での試験対象項目が明確となるよう改めた。

改正条項

鋼船規則 H 編 2.4.5, 2.4.15, 表 H2.5, 表 H2.6, 表 H2.7, 表 H2.8, 表 H2.9, 表 H2.10, 表 H2.11, 表 H2.12, 表 H2.13, 表 H2.14, 表 H2.15, 表 H2.16, 表 H2.17, 表 H2.18, 2.5.4, 2.5.6, 2.5.7, 2.5.10, 2.7.1, 2.8.3, 2.9.9, 2.10.3, 2.10.4, 2.17.3, 2.17.5, 2.18.1
鋼船規則検査要領 H 編 H2.4.5, H2.4.15, 表 H2.4.15-1., H2.7.1, H2.10.4